

# 食品安全委員会微生物・ウイルス専門調査会

## 第 1 回 会 合 議 事 録

1 . 日 時 平成 19 年 10 月 19 日 ( 金 ) 10:00 ~ 10:37

2 . 場 所 委員会中会議室

3 . 議 事

- ( 1 ) 専門委員紹介
- ( 2 ) 専門調査会の運営等について
- ( 3 ) 座長の選出
- ( 4 ) その他

4 . 出 席 者

( 専門委員 )

渡邊座長、荒川専門委員、牛島専門委員、小坂専門委員、春日専門委員、  
工藤専門委員、熊谷専門委員、関崎専門委員、田代専門委員、中村専門委員、  
西尾専門委員、藤井専門委員、牧野専門委員

( 食品安全委員 )

見上委員長、小泉委員、長尾委員、野村委員、廣瀬委員

( 事務局 )

齋藤事務局長、日野事務局次長、北條評価課長、猿田評価調整官、横田課長補佐、  
白銀係長

5 . 配 布 資 料

- 資料 1 専門調査会の改編及び専門委員の改選について
- 資料 2 専門委員職務関係資料 ( 平成 19 年 10 月 )
- 資料 3 微生物・ウイルス専門調査会のワーキンググループの設置について ( 案 )
- 資料 4 薬剤耐性菌の食品健康影響評価の進め方について ( 案 )

## 6．議事内容

猿田評価調整官 それでは、定刻になりましたので、ただいまから、第1回の「微生物・ウイルス専門調査会」を開催いたします。

本日は大変お忙しい中、調査会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。本調査会は、公開で開催させていただきます。

10月1日付けをもちまして、専門調査会の専門委員の改選が行われまして、本日は改選後、最初の会合に当たりますので、座長が選出されるまでの間、事務局の方で議事の進行をさせていただきますので、よろしく申し上げます。

まず最初に、食品安全委員会委員長よりごあいさつがございます。見上委員長、よろしくお願いたします。

見上委員長 座ってあいさつさせていただきます。

このたび、食品安全委員会の専門委員への就任を御承諾いただき、誠にありがとうございます。

皆様におかれましては、内閣総理大臣より平成19年10月1日付けで食品安全委員会の専門委員として任命されたところであり、その属すべき専門調査会については委員長が指名することになっておりますことから、私の方から「微生物・ウイルス専門調査会」に所属する専門委員として指名させていただきました。何とぞよろしくお願いたします。

辞令につきましては、封筒の中に入れて、お手元にお届けしておりますので、後ほど御覧ください。

さて、御承知のとおり、平成15年7月に食品安全基本法に基づき、食品安全委員会が内閣府に設置されてから4年余りが経過いたしました。これまでの間、私を含めて7人の委員で毎週木曜日にさまざまな事案について、公開にて議論してまいりました。この間、食品安全委員会に寄せられた評価案件は多様化し、評価件数も増加しており、専門調査会の円滑な運営が不可欠となっているところでございます。

10月1日より効率的かつ機動的な調査審議を進める観点から、共通の調査審議を要する事項が多数を占める専門調査会を統一いたしました。当該体制下で皆様方を始めとし、総勢約二百名の方々に御活躍していただくこととなりました。

本専門調査会は、これまで微生物専門調査会とウイルス専門調査会があったわけですが、それが統合され「微生物・ウイルス専門調査会」として新たに発足したものでご

ざいます。細菌学、ウイルス学を始め、公衆衛生学、疫学、感染症、畜産分野や水産分野の食品衛生などの幅広い分野の専門家にお集まりいただいております。

引き続き、微生物・ウイルスに関する事項について調査審議していただくこととなりますが、御承知のとおり、微生物やウイルスを原因とする食中毒は全食中毒事件数の約八割を占めており、食中毒を減らすためには食中毒原因微生物の対策を検討していくことが重要と思われます。

このような背景の下、本専門調査会では食品安全委員会が自らの判断で行うリスク評価として、食中毒原因微生物のリスク評価に取り組んでおり、本年7月から鶏肉を中心とした畜産物中のカンピロバクターからリスク評価を開始したところであります。

日本における微生物・ウイルスの定量的リスク評価に関しては経験が少なく、試行錯誤を伴うものと想像されますが、是非、皆様方のこれまでの経験、研究等を十分生かしていただき、本専門調査会が微生物・ウイルスの定量的リスク評価を進めていき、その結果として、食中毒の発生が少しでも抑えられることを期待しております。

私たち委員ともども、どうか国民の健康の保護が最も重要であるという基本理念の下、十分な御審議をよろしくお願いいたします。

以上で、私のごあいさつに代えさせていただきます。

猿田評価調整官 ありがとうございます。

それでは、お手元に配付しております議事次第に基づきまして、配付資料の確認をさせていただきます。

配付資料は、議事次第、座席表、専門委員名簿。

資料1「専門調査会の改編及び専門委員の改選について」。

資料2「専門委員職務関係資料（平成19年10月）」

資料3「微生物・ウイルス専門調査会のワーキンググループの設置について（案）」。

資料4「薬剤耐性菌の食品健康影響評価の進め方について（案）」。

参考資料「評価を行うに当たっての確認事項」でございます。配付資料の不足等がございましたら、事務局までお知らせください。

それでは、議事に入ります前に、今回2つの調査会が統合し改編された経緯について、簡単に説明させていただきます。

資料1の「専門調査会の改編及び専門委員の改選について」を御覧ください。これは表題の下の括弧内に示しましたとおり、平成19年6月21日に食品安全委員会において決定されたものでございます。

1の(1)にございますように、専門調査会の改編については、2番目のパラグラフの2行目にございますように、評価案件の多様化、評価件数の増加により各専門調査会は従前にも増して円滑な運営が不可欠となってまいっております。

このため、3つ目のパラグラフでございますけれども、効率的かつ機動的な調査審議を進める観点から、複数の調査会に共通の調査審議を要する事項が多数を占めるものにつきまして、統合することといたしました。下の図の9番にあるとおり、従前では微生物専門調査会とウイルス専門調査会は別の組織になっておりましたが、これからは「微生物・ウイルス専門調査会」として統合されたものでございます。

従前より2つの専門調査会が併せて開催されることが多うございましたが、引き続きよろしく願いいたします。

それでは、議事1にまいりまして、専門委員の紹介をさせていただきたいと思っております。配付資料の専門委員名簿に基づきまして、五十音順に紹介させていただきます。なお、今回新たに就任されました小坂専門委員、熊谷専門委員におかれましては、簡単に自己紹介をお願いできればと存じます。

それでは、紹介をさせていただきます。

荒川宜親専門委員でございます。

牛島廣治専門委員でございます。

小坂健専門委員でございます。

小坂専門委員 新しく今回拝命いただきました小坂と申します。今、東北大学の大学院の歯学研究科におります。専門は感染症の疫学、あるいは公衆衛生といったところでございます。若輩者でございますが、少しでも皆様の御尽力になれるよう頑張りたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

猿田評価調整官 ありがとうございます。

引き続きまして、春日文子専門委員でございます。

工藤由起子専門調査会でございます。

熊谷進専門委員でございます。

熊谷専門委員 今、東京大学の農学生命科学研究科で獣医公衆衛生の教授をやっております。10年ぐらい前に感染研の食品衛生微生物部から移りまして、現在に至っております。獣医公衆衛生ですが、食品衛生の部分がどちらかというと専門です。よろしく願いいたします。

猿田評価調整官 ありがとうございます。

続きまして、関崎勉専門委員でございます。

田代真人専門委員でございます。

中村政幸専門委員でございます。

西尾治専門委員でございます。

藤井健夫専門委員でございます。

牧野壯一専門委員でございます。

渡邊治雄専門委員でございます。

ありがとうございました。なお、岡部専門委員、門平専門委員、小崎専門委員、田村専門委員、藤川専門委員におかれましては、御都合により今回は欠席となっております。

また、本日は食品安全委員会の委員にも御出席いただいておりますので、御紹介させていただきます。

冒頭でごあいさつされました見上委員長でございます。

小泉委員でございます。

長尾委員でございます。

廣瀬委員でございます。

野村委員でございます。

なお、当専門調査会の担当委員は、小泉委員と廣瀬委員でございますので、併せて御紹介させていただきます。

最後に事務局の紹介をさせていただきたいと思います。

齊藤事務局長、日野事務局次長、北條評価課長、横田課長補佐、白銀係長、私、猿田でございます。よろしく願いいたします。

横田課長補佐 それでは、引き続きまして、議事2の方に移らせていただきたいと思います。

お手元の資料2「専門委員職務関係資料」を御覧いただければと思います。本日は時間も限られておりますので、ポイントについてのみ御説明させていただきたいと思います。

1ページ目から「1 食品安全基本法について」でございます。

「1 目的」が書いてございまして、その後「2 リスク分析手法の導入」ということで、第11条及び第12条までございますけれども、食品安全基本法により食品安全行政にリスク分析手法が導入され、リスク評価、法律の中で食品健康影響評価となっておりますけれども、これに基づいて食品の安全性の確保に関する各種施策が行われるということでございます。

4 ページ目に「3 委員会の所掌事務」が規定されておりまして、主な内容といたしましては、まず1番目は、食品健康影響評価の実施。

2番目は、評価結果に基づいた行政的対応の確保。

3番目は、リスクコミュニケーションの推進。

4番目は、食品安全行政全般についての意見具申と、大きく分けると4つが規定されております。

8 ページ目の下の方で「5 専門委員」がございます。第36条で専門委員の設置の根拠が書いてありまして、委員会の専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができるという規定がございます。

2番目で、専門委員は学識経験のある者のうちから内閣総理大臣が任命するという事になっております。

9 ページの上の方に行きますけれども、4番目で、専門委員は非常勤とするという形で、今回、先生方にも非常勤の国家公務員としてお願いしたということがございます。

12 ページ目からが「2 専門調査会の調査審議について」でございます。

「第1 食品健康影響評価に関する調査審議の手順」でございますが、14 ページにフロー図がございますので、そちらの方を御覧いただければと思います。個別品目の審議手順でございますが、まず一番上がリスク管理機関。厚労省とか農水省が主なリスク管理機関でございますけれども、こちらの方から食品安全委員会へ意見聴取という形で評価依頼がまずまいります。

それを受けまして、食品安全委員会の本委員会の方で意見聴取内容について説明を受けまして、どの専門調査会で検討するかを決めて、専門調査会での検討を依頼するという形になりまして、その下ですけれども、専門調査会の方で審議を数回行いまして、最終的に評価書案の作成を行います。

その下でございますけれども、評価書案の作成が終わりましたら、国民からの意見・情報の募集につきまして、委員会に報告いたしまして、了承をいただいた後、国民からの意見・情報の募集の実施を30日間という形ですけれども、行うこととなります。

その意見・情報の募集が終わった後、意見の内容に応じて、必要があれば専門調査会を開催して、評価書案の修正等を行った上で、最終的に本委員会の方に専門調査会から審議結果の報告をして、本委員会の方で審議いたしまして、評価結果を決定いたしまして、評価依頼を受けた厚労省あるいは農水省の方に評価結果をお返しする形になります。

自ら評価といたしまして、リスク管理機関からの評価依頼を受けたもの以外に、食品安

全委員会が自ら食品健康影響評価が必要と判断した事項につきましても、最初の評価依頼という部分がなくなりますが、本委員会の方で意思決定をした後は同様の流れで審議の方を行っていく形になります。

12 ページの一番下で「第2 組織及び運営の一般原則」がございまして、13 ページの上からになります。

「各専門調査会に属すべき専門委員は委員長が指名すること」。

「専門調査会に座長を置き、当該専門調査会に属する専門委員の互選により選任すること」。

「座長は専門調査会の事務を掌理し、会議の議長となること」。

「座長に事故があるときその職務を代理する者（座長代理）を、当該専門調査会に属する専門委員のうちから座長があらかじめ指名すること」というものが規定されております。

第3 といたしまして、調査審議に当たって特に留意すべき事項ということです。

「1 利害関係者の除斥」ということで、専門調査会における調査審議の対象となる食品または危害要因に係る許認可等について、審議の公平さに疑念を生じさせると考えられる特別の利害関係を有する専門委員は「食品安全委員会における調査審議方法について」に基づきまして、専門調査会の判断により調査審議から除斥ということ、調査審議の会場から退室、あるいは発言の制限等が行われるということでございます。

「2 調査審議の公開」ということで、専門調査会につきましては、その調査審議の結果でありますとか意見等が公開されるほか、会議、議事録、提出資料等も個人の秘密や企業の知的財産等が開示され、特定の者に不当な利益または不利益をもたらすおそれがある場合を除きまして、原則としてすべて公開されることになっております。

その後ろの方に各種規定があるのですけれども、15 ページの「食品安全委員会専門調査会運営規程」がございまして、

その第2条で「専門調査会の設置」がございまして「委員会に次に掲げる専門調査会を置くほか、別表に掲げる専門調査会を置く」という形で、その別表が17 ページで、各評価関係の専門調査会があります。

そこで上から6番目で「微生物・ウイルス専門調査会」ということで、本調査会が規定されてございまして「微生物（ウイルスを含む）の食品健康影響評価に関する事項について調査審議すること」が定められております。

20 ページ「3 専門調査会の調査審議以外の業務について」ということで、リスクコミ

コミュニケーションでありますとか国際会合への出席とかを必要に応じて御協力をお願いするというところでございます。

そのほか、25 ページに進みまして「4 自ら評価、ファクトシート等に関する作業の進め方」という形で、27 ページ目で食品安全委員会がとりまとめる情報の種類及び対応状況という形で、リスク評価以外にもファクトシートとか Q & A とか、いろいろな作業を作成しております、必要に応じて専門調査会の委員の先生にも御協力をお願いすることがございます。

29 ページ「5 食品安全委員会の緊急時対応において全ての専門委員に期待される役割について」というものも書いてございますが、時間の関係で内容は省略させていただきます。

32 ページ「6 専門委員の服務について」がございまして、まず専門委員は非常勤の国家公務員でありまして、国家公務員法の規定が適用されるということで、服務に関する規定を遵守しなければいけないということが定められております。

具体的には「1 サービスの根本基準」「2 法令及び上司に従う義務」「3 争議行為等の禁止」「4 信用失墜行為の禁止」「5 秘密を守る義務」「6 職務に専念する義務」「7 サービスに関する規定に違反した場合の処分」という規定がございまして、そのほかに33 ページの一番下に括弧書きで書いてあるところでございますが、専門委員の先生方におかれましては、各方面で御活躍されておきまして、食品安全委員会の専門調査会以外の場におきましても、専門委員としての立場でなく、専門家として食品の安全性の確保に関して個人的見解を公表されることもあろうかと思っております。

専門委員であることで、当然その専門家としての自由な発言が妨げられるというものはございませんが、過去に専門家としての個人的な見解が食品安全委員会の見解であるかのような誤解を与えているとして、国会等で指摘を受けた事例等もございました。

このため、専門家として個人的見解を公表する場におきましては、食品安全委員会の見解であるかのような誤解を招かないよう、専門委員の肩書きを使わないでありますとか、食品安全委員会と異なる見解である旨を明確にさせていただくなど、外部の人に常に説明できるような対応をお願いできればということで、お願いしたいと思っております。

そのほか、34 ページ以降は「7 食品健康影響評価技術研究について」、37 ページ「8 食品安全総合情報システムについて」、38 ページで「9 食品安全委員会事務局組織図」、後ろに参考の法律等がございましてけれども、こちらの方は後ほど、お時間のあるときに御覧いただければと思っております。



説明の方は、以上でございます。

猿田評価調整官 それでは、今の説明について、御質問等がございますでしょうか。御不明な点がございましたら、後ほど事務局へお問い合わせいただきたいと思います。

続きまして、議事3の座長の選出に移らせていただきたいと思います。

資料2の15ページの「食品安全委員会専門調査会運営規程」の第2条第3項の規定に基づきまして、各調査会には座長を置きまして、座長は各専門委員の互選により選出するものと定められてございます。

「微生物・ウイルス専門調査会」の座長を決定したいと思います。専門委員の皆様のごなたか座長の推薦等がありましたら、よろしく願いいたします。

中村専門委員、お願いいたします。

中村専門委員 私は最初からここに参加しているのですけれども、その経緯を踏まえると、やはり渡邊先生にやっていただくのが一番いいのではないかと考えております。

猿田評価調整官 ありがとうございます。ほかに御推薦等がございますでしょうか。

春日専門委員、お願いいたします。

春日専門委員 私も賛同いたします。渡邊先生を御推薦いたします。

猿田評価調整官 ただいま両委員から、渡邊専門委員の御推薦がございましたが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

猿田評価調整官 ありがとうございます。

それでは、皆様方の御賛同がいただけましたので、渡邊専門委員を本専門調査会の座長とさせていただきます。

それでは、渡邊専門委員、座長席の方へお移りいただきますとともに、ごあいさつをよろしくお願いいたします。

(渡邊専門委員、座長席に移動)

渡邊座長 ただいま座長に指名をいただきました、感染研の渡邊です。

当委員会ハリスク管理機関から依頼されました事案ばかりではなくて、自ら選んだ案件に関して評価をするという、ある意味で、今まであまりやられていなかったような項目に対して、やらなければいけないという大きな使命を持っているわけです。その結果に関して、恐らく社会的な影響も大きいものがあると思いますので、私一人の力では何ともできませんので、皆様の御協力をよろしく願いしたいと思います。

猿田評価調整官 ありがとうございます。

それでは、これより先の議事の進行につきましては、座長からお願いいたします。

渡邊座長 今、皆さんのお手元の資料2の運営規程の中の第2条第5項に「座長に事故があるときは、当該専門調査会に属する専門委員のうちから座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する」という項目がありますので、その任を前ウイルス調査会の座長であります田代先生にお願いしたいと思っております。よろしく申し上げます。

田代専門委員 お引き受けいたします。座長に事故があった場合ということなので、事故のないようによろしくお願いいたします。

渡邊座長 飛行機に乗っていて、いつ落ちるかわかりませんので、そのときはよろしくお願いいたします。

続きまして、議事4の「その他」に移らせていただきます。

まず専門調査会の改編に伴う各規定の一部改正について、資料3「微生物・ウイルス専門調査会のワーキンググループの設置について(案)」でございます。事務局の方から御説明をお願いいたします。

横田課長補佐 それでは、資料の説明をさせていただきます。資料3「微生物・ウイルス専門調査会のワーキンググループの設置について(案)」でございます。

これにつきましては、前回の「微生物・ウイルス合同専門調査会」で自ら評価としてカンピロバクターから評価を進めていくに当たりまして、ワーキンググループを設置することを御了承いただいたところでございますが、今回、微生物専門調査会とウイルス専門調査会が組織改編で合体したということでございまして、名称が今まで「微生物専門調査会及びウイルス専門調査会」となっていたものを「微生物・ウイルス専門調査会」に改めたということでございまして、中身に関して特に変更があったというものではございません。

ただ、後ろの方を1枚めくっていただきまして、ワーキンググループの名簿の方になりますけれども、今回10月1日付けの専門委員の改選で、丸山先生が退任された関係でございまして、従来、丸山先生がワーキンググループのメンバーに入っていたのですけれども、その部分は1人メンバーが少なくなっているということでございます。

説明の方は、以上でございます。

渡邊座長 ありがとうございます。今の御説明に関して、何か御質問等がありましたら、お願いいたします。

牧野専門委員 ワーキンググループの座長を務めております牧野でございますけれども、実はそのメンバーは今、丸山先生が1名減ったということで、できれば新任の先生方

から1名参加していただければありがたいのですが、いかがでしょうか。

渡邊座長 今回新たに専門委員に御就任いただきました小坂専門委員と熊谷専門委員、お二人とも今までFAO/WHOにおいても、微生物学的リスク評価の作業に加わっておられました経験がおありですので、2人の方にメンバーに入っていただければと思いますけれども、熊谷先生はほかに委員も引き受けていらっしゃるということで、緊急時対応専門調査会とかび毒・自然毒専門調査会の専門委員もお引き受けになっているということで、3つでは恐らく大変なのではないかと思しますので、できれば小坂先生に今のカンピロの方の委員に御就任いただければと思いますが、よろしいでしょうか。

小坂専門委員 了解いたしました。

渡邊座長 どうもありがとうございます。

今の案件について、当調査会として御了承いただくということでよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

渡邊座長 では、皆さんの御了承をいただいたということで、続きまして、資料4「薬剤耐性菌の食品健康影響評価の進め方について(案)」について、説明を事務局の方からお願いいたします。

横田課長補佐 それでは、資料の説明をさせていただきます。資料4「薬剤耐性菌の食品健康影響評価の進め方について(案)」でございます。

これも先ほどのワーキンググループの設置についてと同様、従来、微生物専門調査会となっておりますけれども、今回、専門調査会が改編されたという形で、従来、動物用医薬品と肥料・飼料と微生物専門調査会の3つの合同専門調査会だったというものを微生物の分を「微生物・ウイルス専門調査会」という形で、名前の方を事務的に変えたというものでございます。

裏面をめぐっていただきまして、メンバーの方なのですけれども、動物用医薬品あるいは肥料・飼料の方は、専門委員の改選の関係で若干、専門委員の入れ替えがあったということですが、微生物・ウイルス専門調査会からは従来どおり変わらずという形で、中村専門委員、荒川専門委員、岡部専門委員、田村専門委員、渡邊座長の5人の先生に引き続きメンバーとしてお願いできればと考えております。

説明の方は、以上でございます。

渡邊座長 この件に対して、何か御質問、コメントがありましたら、お願いいたします。

現在この委員会で、前にイオノフォア関係のものが上がってきていたのですけれども、今後、ニューキノロン系の薬剤に関して討議されるということで、非常に大きなキノロン

系の薬剤耐性菌が今、重要な問題になっておりますので、そういう意味では大きい問題が討議されるということで、この「微生物・ウイルス専門調査会」の先生方の御意見もそこに入れ込んで、我々としても討議に参加したいと思いますので、皆さんから御意見がありましたら、その都度ここに参加される5名の先生の方に意見を言っていただければと思います。

では、この件については、了承していただいたということで進めさせていただきます。

続きまして、もう一件の報告ですけれども、前回の合同専門調査会で審議いたしました「評価を行うに当たっての確認事項」という参考資料です。これについて、事務局の方から説明をお願いいたします。

横田課長補佐 それでは、報告の方をさせていただきます。参考資料「評価を行うに当たっての確認事項」を御覧いただければと思います。

これにつきましては、前回の専門調査会でたたき台を示した上で、当日の議論を踏まえまして、渡邊座長とも御相談の上、既に各先生方にメールで御確認の方をしまして、最終的にセットしたという形で、今回は一応紙で配らせていただいたというものでございます。

主な変更点につきましては、まず「1 リスク評価の内容」の「(1)目的」のところに「人の健康影響への効果」という部分を追加した。

「(2)範囲」のところで、対象者の部分を「日本に在住するすべての人」と修正をした。

「疾患」のところで「経口暴露によって起こる」という部分を追記したということ。

「食品」のところを「鶏肉を主とする畜産物」という形で、少し改めたということでございます。

「2 リスク評価で求めたい結果の形式」は変わっておりません。

「3 リスク評価の必要性」の部分は、これまでの経緯を細かく記載させていただいたということでございます。

「5 リスク評価方針」の(3)として「評価を進めるに当たり、リスクコミュニケーションに努める」という部分を追記させていただいたということでございます。

説明の方は、以上でございます。

渡邊座長 ありがとうございます。前回、これについては相当な時間をかけて議論したと思うのですけれども、今のような確認事項という形で、この参考資料に載せていただいておりますが、これに関して何かコメントがありましたら、お願いいたします。

よろしいでしょうか。なければ、これを確認事項ということで、今後進めさせていただきます。

きたいと思います。

そのほかに、事務局の方から何かありましたら、お願いいたします。

横田課長補佐 特にございません。

渡邊座長 本日は40分くらいでこの会議は終わってしまったわけですが、遠くからおいでいただいた先生もおありかと思いますが、特別に何かコメントや御意見がありましたら、お願いします。よろしいでしょうか。

では、ないようでしたら、この会はこれで終わらせていただきます。

引き続き、第1回「微生物・ウイルス専門調査会」のワーキンググループ、カンピロバクターについての討議がありますので、関係する先生方、または関心のある先生方は、ここに残っていただきたいと思います。

本日は、どうもありがとうございました。